

第2回(仮称)三鷹市子どもの権利に関する条例(素案)検討委員会に係るご意見まとめ

資料 1

■子どもへのアンケートについて

項目	委員名	ご意見概要	回答・対応
1 全般	松原 拓郎 委員	ワークショップのグループワークで、「自分が大切にされることってどんなこと」というテーマに子どもたちが出した意見の背景に何があるのかをくみ取り、考えることが必要。それをもとに、アンケートの内容を検討する必要がある。	今回のワークショップで多くの意見が出された子どもの意見表明については、アンケートの質問項目を追加しました。ワークショップで出された意見は、その背景を慮りながら、条例への反映や条文の表現の検討を行っていきます。
2 全般	山本 真実 委員	親や社会の仕組みの中で生きることが前提となっていて、その中で子どもの意見を聞くようになっている。権利の主体として、子どもは存在しているだけでいい、子どもを守るということがわかるような内容、表現にした方が良い。アンケートの項目に反映するのが難しい場合、私たちが忘れないようにしておいて、条例をつくる時に前文などに反映させていくということでも良いのではないかと。	アンケートの質問及び選択肢の表現について、見直しを行い、一部の表現を修正しました。「権利の主体としての子ども」という視点を忘れずに、条例前文への反映も検討していきます。
3 全般	北田 真理 委員	権利と利益の違いなど、権利の幅が難しい。説明動画をどう作るかにも関わってくる。また、アンケートを行うときに、動画以外のところで先生が説明や解説をしないなど注意事項を渡した方が良いのではないかと。	大人の意見に影響を受けないよう考慮しつつ、学校の協力を得ながらどのように実施するか、教育委員会とも相談して実施方法を検討していきます。
4 問1 質問	山下 敏雅 委員	これから後々も子どもたちの意識の変化を探っていくのであれば、例えば、「子どもの権利条約を知っているか」と質問し、条例制定後は「条例ができたことを知っているか」という質問を次にすると、子どもたちも世界の約束事とこのまのこのことについて意識が追いつかれる。	今回は、初めての試みのため、まずは子どもの「権利」という言葉自体がどの程度認知されているかを聞く質問とし、条例制定後に同様の調査を行う際には、普及・啓発の意味合いを含めて、条約や条例の認知度に関する質問を行うか、改めて検討していきます。
5 問1 選択肢	松原 拓郎 委員	経年でアンケートを取り変化を見ていくのであれば、「子どもの権利」という言葉を聞いたことすらない子どもの変化を知りたいと思う。選択肢を「1. 詳しく知っていた」「2. 言葉だけ知っていた」「3. 聞いたことがない」とすると言葉聞いたことがない集団をキャッチできるのではないかと。	選択肢を明確にするため、「1. 聞いたこともなかったし、知らなかった」「2. 聞いたことはあったけど、どんなことか知らなかった」「3. どんなことか知っていた」に修正しました。
6 問2 質問	松原 拓郎 委員	子どもの権利が守られているか、守られていないか、という程度問題を子どもに判断させるのは難しい。「あなたが大切だと思う権利は何か」のように少し答え方のハードルを下げて、理解しやすくする質問の仕方に変えた方が良い。	子ども達が答えやすいよう、「あなたが特に大切だと思う『子どもの権利』は何か」という質問に修正しました。
7 問2 質問	山下 敏雅 委員	権利を並列で並べるのではなく、ワークショップで多く出ていた意見にフォーカスし、意見表明権やいじめ、差別について、「大人に意見を聞いてもらえているか」「差別があると感じているか」など聞いた方が良いのではないかと。また、子どもたちが人権の主体として扱ってもらえているかという意識については、「大人たちに自分たちの意見や気持ちを聞いてもらえていると感じているか」「自分たちの思いと結論が違ったとしても、自分たちのことを大切に思ってくれて、大人たちがルールや生き方について言ってくれていると感じるか」などの聞き方で変化を見るのも1つの方法である。	ワークショップで多く出ていた子どもの意見表明権については、新たに、家や学校などで「大人が意見や思いをどれくらい聞いてくれるか」という質問を追加しました。条例制定後、「子どもの権利」の普及・啓発の達成具合を計る指標として、経過を注視していきます。
8 問2 質問	山本 真実 委員	低学年に選んでもらうのは難しい。先生が誘導しない形で説明し、各項目について程度を選んでもらうような形であればできるのではないかと。	低学年でも答えやすいように、「あなたが特に大切だと思う『子どもの権利』は何か」という質問に修正しました。
9 問2 選択肢	北田 真理 委員	選択肢の項目がばらけている感じがおり、分かりにくい表現もある。アンケートに普及・啓発という目的もあるのであれば、より具体的に書いた方が良い。	内容により、選択肢の順番を入れ替えました。また、子どもが分かりにくいと思われる表現については、修正を行いました。
10 問2 選択肢	北田 真理 委員	子どもが人権の主体として扱われているか、については、自分で自分の意見を持って、それが尊重されているかを確認した方が良い。	子どもの意見表明権については、新たに、家や学校などで「大人が意見や思いをどれくらい聞いてくれるか」という質問を追加しました。
11 問2 選択肢	松原 拓郎 委員	選択肢2で、「方向に」という言葉が引っかかる。子どもの最善の利益の尊重とは、子どもが感じていることをまず汲み取ること。良い方向に子どもたちを育てていこう、という発想では、大人目線の条例になってしまう。	「子どもにとって一番よい方向に考えてくれること」という選択肢を、「子どもが一番幸せになれるように考えてくれること」という表現に修正しました。
12 問2 選択肢	松原 拓郎 委員	選択肢3など、物理的安全と心理的安全のどちらを意図しているか、整理する必要がある。	心理的安全についての選択肢とし、文言を「命が大切にされて、安心して生活できる」に修正しました。
13 問2 選択肢	松原 拓郎 委員	子どもの権利条約について、順番や背景、構成を意識することが大事。例えば、選択肢の5と9は関連している(9. 情報を知ることができるから5. 自由に意見を言える、という考え方)。そのような構成に基づいた順番にする必要がある。	内容により、選択肢の並べ替えを行いました。
14 問2 選択肢	松原 拓郎 委員	前回の意見を反映して、骨格素案(案)では「意見」を「意見、思い」と変えているのであれば、選択肢5でも同様に、広げた表現にした方が良いのではないかと。	条例の骨格素案(案)と合わせ、「意見」を「意見や思い」に修正しました。
15 問3 選択肢	松原 拓郎 委員 山本 真実 委員	選択肢1~4の他に選択肢5「自分のこと」とあるが、1~4も自分のことであり子どもたちにとっては書きにくい。表現の工夫が必要である。	「自分のこと」という選択肢を、「自分の見た目や性格のこと」「自分のからだや健康のこと」「自分の将来や進路のこと」の3つに修正しました。

	項目	委員名	ご意見概要	回答・対応
16	問4 質問	松原 拓郎 委員	「相談できる人はいますか？」という質問については、実質的な意見表明権の保障がされているかどうかを問う意図だと思うので、「相談できる」というより「相談しやすい」というやわらかい表現にした方がよい。	全体的に「相談」という表現を改め、「相談しやすい人」を「話を聞いてくれる人や話しやすい人」に修正しました。
17	問4 質問	山本 真実 委員	「相談」という言葉は非常にソーシャルワーク的なので、「話を聞いてくれる人はいるか」「言いやすい人はいるか」のような表現の方がよい。	全体的に「相談」という表現を改め、「相談しやすい人」を「話を聞いてくれる人や話しやすい人」に修正しました。
18	問5 選択肢	山本 真実 委員	「相談する」ではなく、「会って話をする」、「電話で話をする」、「オンラインで話をする」という表現でよい。	全体的に「相談」という表現を改め、「相談する」を「話す」に修正しました。
19	問6 選択肢	松原 拓郎 委員	「子どもの110番」はいろいろな主体が行っているが、どれのことか。主に電話相談を意図しているのであれば、「電話相談」という選択肢の方がよい。電話相談であれば、他にもチャイルドラインなど様々なものがある。最近では、LINEなどSNSによる相談窓口もあるため、この項目で聞かか検討してみてもよい。	「子どもの110番」は他のものと合わせて「電話相談」としてまとめました。また、最近増えている「LINE相談・メール相談」の選択肢も追加しました。
20	問6 選択肢	山本 真実 委員	子どもは、聞かれても困ってしまい、「知らない」となるのではないかと。尺度で聞くなど検討が必要。	子どもが知らない選択肢も多いかと思いますが、周知・啓発の目的を含めた質問とします。
21	問7 ー	松原 拓郎 委員	回答スペースを広くしてほしい。	回答フォーム上では、入力文字数に制限はないため、自由に記述いただけるようになっています。
22	対象年齢について	松原 拓郎 委員	今回の条例との整合性を考えても、アンケートの対象年齢を18歳までで区切らずに20歳までなどにしてもよいのではないかと。	アンケートの対象年齢は、原則小学1年生から18歳までとしますが、条例の趣旨に鑑み、アンケートの実施目的をご理解いただいた上で、19歳以上でも回答いただけるようにし、広報等でも案内します。なお、ハガキによる案内は18歳までとします。
23		武本 明日香 委員	つい最近まで子どもだった人、大人になりつつある人の意見も非常に参考になると思う。だんだん社会に出て子どもだった時より周りの状況も変わってきて、見る者も変わり、気がつくこともあって面白い。一方で、純粋に子どもだけの意見を聞くのであれば、18歳まででもよい。	
24		山下 敏雅 委員	子どものシェルターで保護する方や少年事件を起こして少年院にいる方でも18歳、19歳の方はいるので、大人になって間もない新鮮な感覚の18歳、19歳の意見を聞けると、条例をつくるのにプラスになるのではないかと。	
25	いじめについて (アンケートに入れるか)	山本 真実 委員	いじめの問題は、もっと具体的な質問としてあってもよいのではないかと。いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを扱わないのはおかしい。傷ついている人や弱い人に目を向けてくれる社会は安心できるので、子どもたちが気づいてほしいと思っている時に、大人側が分かっているというメッセージのような項目があるとよい。	いじめについては、啓発の側面に重きを置き、アンケートの質問項目に追加する形ではなく、説明動画の内容に組み込む形で検討します。
26		北田 真理 委員	子どもたちの一番の懸念事項なので、いじめ防止対策推進条例が別にあるという形式的なこととは関係なく、条例の中にもアンケートの項目にも入れるべきである。	
27		山下 敏雅 委員	いじめ防止対策推進条例の第1条にも「いじめは基本的人権を侵害する」と書いてあり、子どもの権利という観点からも重要なことなので、アンケートの中に入れての方がよい。今後、この条例の中にどのように入れていくかは、重大なテーマになる。	
28		松原 拓郎 委員	もともと「人権を尊重するまち三鷹条例」という基本的人権条例があり、そこからさらに子どもを切り出した子どもの権利に関する条例というものあり、さらに子どもの権利の中でも特に問題であるいじめについての特別条例があるというような構造になっている。いじめ防止対策推進条例があるからと言ってこの条例からいじめを外すことにはならない。ただし、いじめを条例に入れるときに、子どもの責任のような趣旨にならない様、注意が必要である。	
29		武本 明日香 委員	いじめを項目に入れることで、いじめは権利の侵害だということに気づいてもらえると思う。	
30	いじめについて (どのように入れるか)	山本 真実 委員	いじめにもいろんな種類があるが、本人がいじめと感じたらいじめなので、「いじめられていると感じるような行為から守られること」などの形になるのではないかと。	
31		山下 敏雅 委員	いじめは権利の侵害だからだめなんだという本質を子どもが気づいているかを追えるような質問形式にしたい。例えば、「いじめが駄目な理由はなんだと思うか？」という質問で、犯罪になるから、差別がいけないから、権利侵害だからという選択肢を設けて、権利侵害だから駄目だと○をつける子どもが増えていけるかを追っていくという方法もある。	
32		松原 拓郎 委員	学校で行っているふれあいアンケートでは、現場でいじめがあるかをキャッチすることを目的で行っているため、詳細な話を聞くのであれば、こちらのアンケートに入れた方がよい。	

	項目	委員名	ご意見概要	回答・対応
33	その他	松原 拓郎 委員	問1は権利意識について経年変化を見るもの、問2以降はアンケートの形をとったアナウンス目的のものとして位置づければ、答えやすさよりも周知目的として考えることができるのではないかと。	幅広い年齢のすべての子どもが答えやすい質問項目を実現するのは容易ではないですが、周知・啓発としての目的を考慮し、質問項目の設定および説明動画の作成を進めていきます。
34	その他	山下 敏雅 委員	せっかく三鷹市でこれから条例をつくるので、「三鷹市の大人たちに子どもたちへ約束してもらいたいことはどんなことか」など、三鷹市ならではの質問があると良い。	質問項目への追加を検討しましたが、アンケートに回答する子どもの負担を考慮し、質問数を絞らせていただきました。「子どもの権利」についての自由記述欄の回答も参考にしながら、三鷹市ならではの要素を検討していきます。
35	その他	武本 明日香 委員 山本 真実 委員	市立以外の小・中学校へ通う子どもへの周知が広報とホームページ、公共施設への設置となっていたが、足りないのではないかと。市内にある私立等の学校へ依頼し、三鷹市外に住んでいる子どもの回答は集計から外す方法や住民基本台帳を利用して市立以外の小・中学校へ通う子どもへ個別に案内を出す方法などは取れないかと。	【第2回検討委員会で回答済】 市内の私立学校へアンケートを依頼し、市外の子どもの回答を集計から除外するのであれば、そもそもなぜ聞いたのかという議論になる可能性があります。また、市立以外の小・中学校へ通う子どもの情報を住民基本台帳や学籍情報から収集し、案内を送付することは、個人情報の目的外使用となるため、行うことはできません。以上の点を考慮し、市報への掲載方法を工夫する他、市内にある都立・私立の小・中学校へポスター又はチラシ配布を依頼するなどして、案内周知を行っていきます。
36	その他	武本 明日香 委員	子どもたちが相談しやすい時間について聞くと、将来的な相談窓口の設置に活かせるのではないかと。	子どもに関する相談窓口の相談時間については、市が設置している他の相談窓口の実績や、実際の運用の中で検討していきます。
37	その他	武本 明日香 委員	今回の条例は、三鷹市在住者のみでなく在勤、在学の人も対象とするのであれば、市内にある私立学校等にもQRコード入りのチラシを配布するなどしてアンケートを実施するべきではないかと。	市内の都立及び私立の小・中学校へポスター又はチラシを配布させていただく方向で調整を進めます。
38	その他	武本 明日香 委員	市報でアンケートを周知すると、対象の子どもだけでなく大人も目にする事となり、場合によっては、大人がアンケートに回答することも発生するのではないかと。大人がアクセス可能な環境であるならば、動画を限定公開にする意味がなくなってしまうのではないかと。	市報で広く周知することにより大人が回答する可能性についても憂慮しましたが、総合的に検討し、一人でも多くの子どもの目にとまり、子どもの回答率を上げるための手法を優先することとしました。

■骨格素案について

	項目	委員名	ご意見概要	回答・対応
1	全般	山下 敏雅 委員	地域の条例ということで、三鷹らしさを加えていただいた。益々ブラッシュアップしていければと思う。	今回、お示した骨格素案(案)につきましては、検討委員の皆様のご意見や子どもへのアンケート結果を反映しながら、引き続き検討協議を行ってまいります。
2	第2章 子どもの権利	山下 敏雅 委員	権利のカタログは、子どもたち自身が見たときに、自分にはこういう権利があるんだということがわかる、とても大切なところなので、一言一言の重要性などについて、これから議論していきたい。	「第2章 子どもの権利」は、子どもに周知・啓発を図るうえでも非常に重要な項目だと考えています。内容や表現について、引き続き検討委員会の中で検討を行ってまいります。
3	【第12条】 市民の役割	松原 拓郎 委員	子どもが権利の主体であると明記したのはいいことだが、続く「社会の一員である」という言葉は、社会の一員としての責任を果たしなさいというように、独り歩きしかねないことばなので、例えば「子どもが権利の主体であって、大切な社会の一員であることを理解し」というような形で、子どもが権利の主体の結果として社会に参加できるということが明確にわかるとよい。	「社会の一員である」という表現により、子どもに責任が及ばないように、「社会の大切な一員である」と表記していきます。また、子どもの社会参加及び参画については、「主体的な」という文言を追加し、あくまで主体は子どもであることを強調しました。
4	【第21条】 子どもの社会参加及び参画の推進	松原 拓郎 委員	「社会の一員」という言葉について、「社会の大切な一員として」というように、社会の一員として参加する責任があるような形ではなく、主体的に参加する権利があることがわかる表現にすると意味や趣旨が伝わりやすい。社会参加や参画というところについても同様で、主体的に参加及び参画できるような仕組みづくりというイメージである。	
5	【第22条】 相談体制の整備	松原 拓郎 委員	子どもの意見表明支援の観点から、子どもを対象とした相談窓口の整備は当然として、支援者や周りにいる地域の大人、支援団体などからの子どもに関する相談体制の整備についても重要なので、表現に工夫できると良い。	子どもからの相談のみならず、保護者や関係者等からの子どもに関する相談についても行うことを想定しています。周知については、運用の中で対応していきます。